

築上町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年 1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の 人件費率
令和5 年度	人 16,866	千円 11,967,846	千円 702,673	千円 1,798,628	% 15.0	% 14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

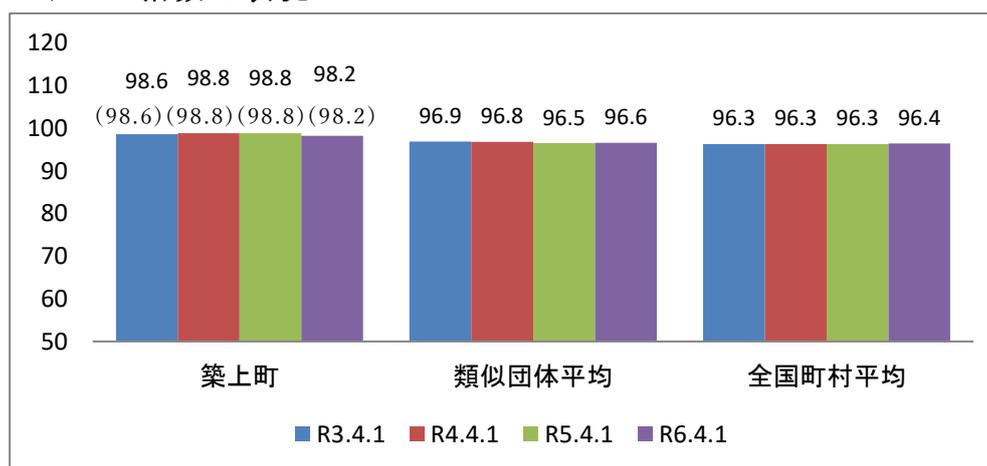
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 186	千円 676,368	千円 75,455	千円 263,100	千円 1,014,923	千円 5,457	千円 5,755

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、平成27年人事院勧告の内容を踏まえ、平均1.2%の引下げ。若年層については、最大2,500円の引上げ。高齢層については、激変緩和のため、平成30年3月31日までの経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

（支給割合）国基準0%、築上町の支給割合0%

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準に よる支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	<u>0%</u>
築上町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	<u>0%</u>

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
築上町	39.8歳	305,500円	343,630円	328,291円
福岡県	41.8歳	320,359円	411,185円	360,694円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	310,320円	364,026円	339,903円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
築上町	51.8歳	17人	326,900円	332,406円	328,371円	-	-	-	-
うち清掃職員	*歳	2人	*円	*円	*円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	-
うち給食調理員	53.2歳	13人	328,100円	333,085円	328,100円	調理士	43.4歳	252,100円	1.32
うちその他	*歳	2人	*円	*円	*円	調理士	43.4歳	252,100円	-
福岡県	57.2歳	302人	321,892円	373,578円	349,873円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
類似団体	50.6歳	7人	287,513円	312,172円	300,727円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
築上町	-	-	-
うち清掃職員	*円	4,376,300円	-
うち給食調理員	5,480,820円	3,359,100円	1.63
うちその他	*円	3,359,100円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク (*)」としている。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		築上町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	170,900円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	170,900円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

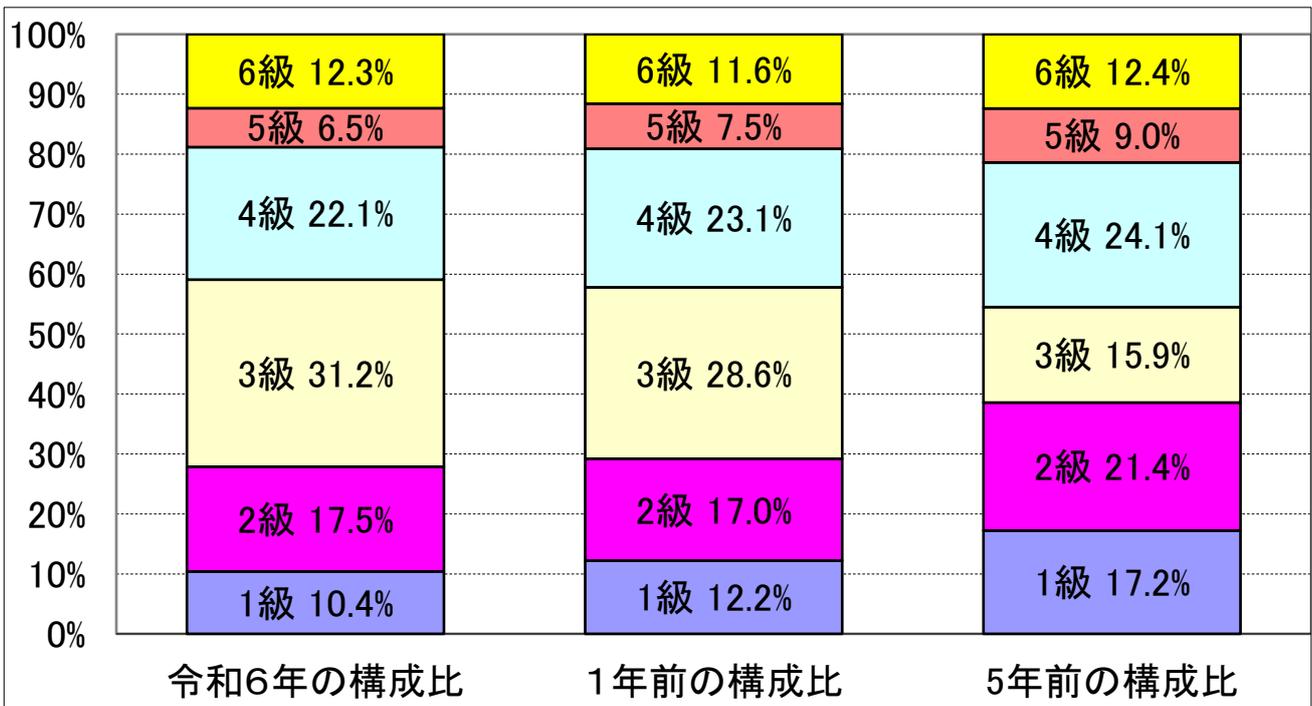
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,000 円	338,067 円	373,660 円	408,240 円
	高校卒	228,000 円	315,375 円	349,200 円	391,425 円
技能労務職	高校卒	284,450 円	297,800 円	328,233 円	349,750 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

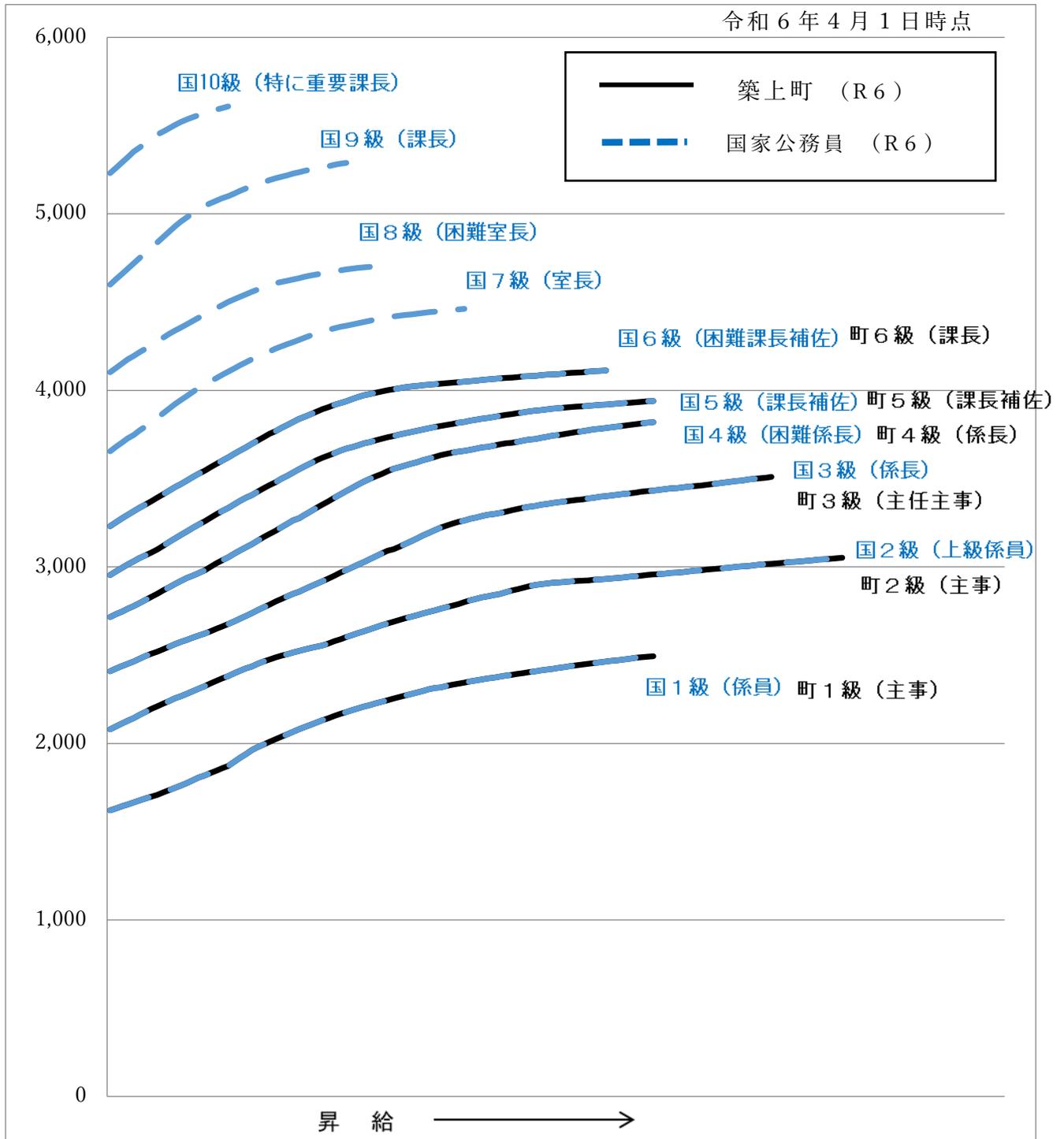
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、審議監、参事の職務	19人	12.3%	323,100 円	411,300 円
5級	課長補佐の職務	10人	6.5%	295,400 円	394,000 円
4級	係長、主査の職務	34人	22.1%	271,600 円	382,000 円
3級	主任主事、主査の職務	48人	31.2%	240,900 円	351,000 円
2級	相当な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	27人	17.5%	208,000 円	305,200 円
1級	定型的な業務を行う主事の職務	16人	10.4%	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 築上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（築上町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

築上町	福岡県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,439 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,637 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（築上町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

築上町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 724千円 20,704千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			* 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			* 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
築上町	0%	0人	0%
福岡市	10%	1人	10%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当	防疫等作業に従事する者	感染症の病原体に汚染されている地域での作業	0千円	日額 290円～580円
屍体取扱作業手当	屍体取扱作業に従事する者	人の死体の納棺作業	0千円	1件当たり 1,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	22,477千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	138千円
支給実績（令和5年度決算）	20,704千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	124千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	支給月額 ・配偶者6,500円、子10,000円、その他の扶養親族6,500円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		15,205 千円	266,754 円
住居手当	借家住居で、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、28,000円を限度に支給	同じ		13,550 千円	288,298 円
通勤手当	ア) 通勤のために交通機関等の利用を常例とする者。 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 イ) 通勤のために自動車等の使用等を常例とする者。 通勤距離(片道)に応じて支給 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km 31,600円	同じ		8,726 千円	60,179 円
管理職手当	審議監、課長 51,900円 参事 45,500円 課長補佐 39,400円	同じ		16,733 千円	577,000 円
休日勤務手当	休日の勤務に対し、給与額の135%～150%の割増賃金を支払う。	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	深夜(午後10時～翌日午前5時)の勤務に対して、給与額の25%を割増支給	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務及び日直勤務1回につき4,400円～6,300円	異なる	支給額等	0 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 勤務1回につき 〈休日等〉 課長、参事 12,000円、課長補佐 9,000円 ※6時間を越える場合は、150% 〈休日以外の午前0時～午前5時〉 課長、参事 6,000円、課長補佐 4,500円	異なる	支給額等	344 千円	19,111 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	746,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 区 町 村 長	(597,000 円)	880,000円／	492,000円
報 酬	議 長	(321,000 円)	710,000円／	468,000円
	副 議 長	(276,000 円)	420,000円／	268,000円
	議 員	(261,000 円)	360,000円／	218,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.1 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.1 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	746,000×在職月数×0.425	15,218,400円	任期毎
		597,000×在職月数×0.25	7,164,000円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

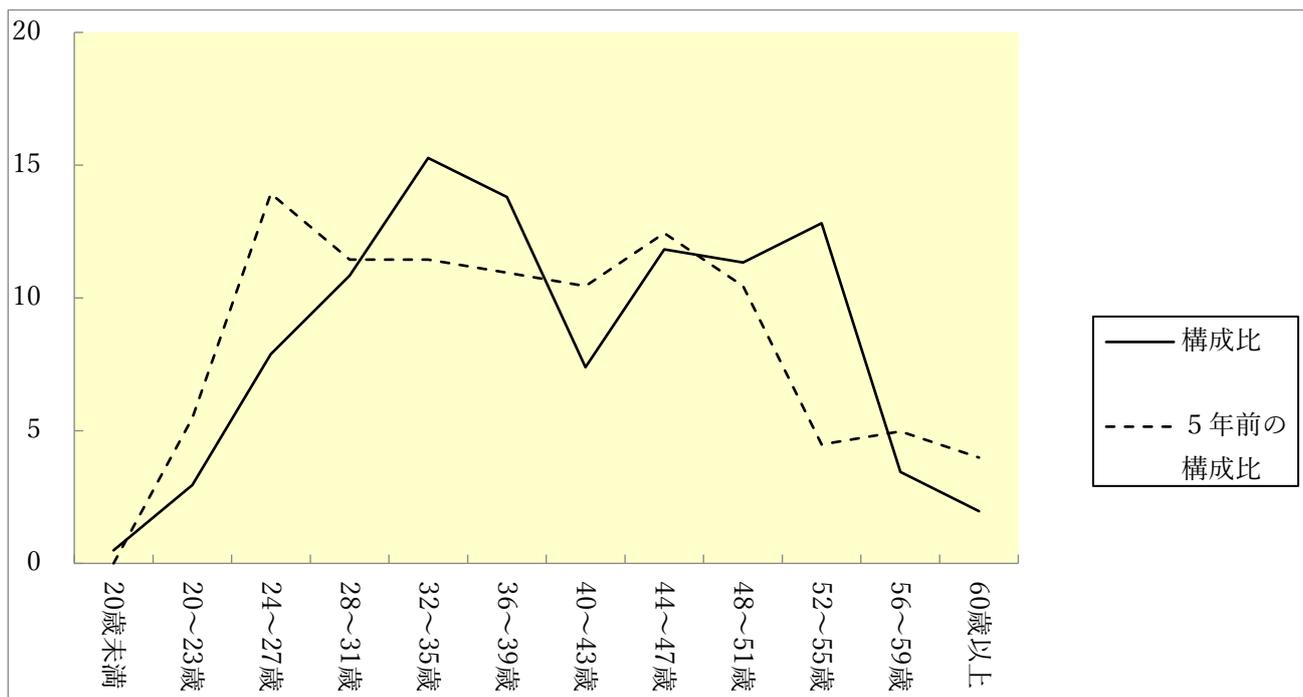
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年	令和6年			
普通 会計 部門	議会	4	4	0	育児休業から復職したことによる総務課付け職員の減▲3 業務内容の充実による職員の増+1 県派遣職員の派遣終了により補填した職員の増+1 定額減税・給付金による業務の増 育児休業職員の復職による増 育児休業職員の補填による職員の増 子ども子育て支援計画策定業務による職員の増	
	総務	50	49	-1		
	税務	9	10	1		
	農林水産	15	15	0		
	商工	2	3	1		
	土木	20	20	0		
	民生	33	35	2		
	衛生	18	18	0		
	計	151	154	3		<参考> 人口10,000人当たり職員数 91.31 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 77.91 人)
	教育部門	35	36	1		育児休業職員の復職による増+1 図書館建設に伴う業務量増による職員増+1 給食調理員の会計年度任用職員減に伴う 正規職員給食調理業務の増+1 給食調理の一部民間委託に伴う業務減▲1 公民館職員を正規職員から会計年度任用職員に 切り替えたことによる減▲1
小 計	186	190	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 112.65 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 95.14 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	4	3	-1	人事配置見直しによる減 勤務条件改善による増	
	下水道	3	4	1		
	その他	6	6	0		
	小 計	13	13	0		
合 計		199	203	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 120.36 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	16人	22人	31人	28人	15人	24人	23人	26人	7人	4人	203人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%) (各年4月1日現在)

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		151	156	154	148	151	154	3 (2.0 %)
教育		37	37	36	34	35	36	▲ 1 (▲ 2.7 %)
消防		—	—	—	—	—	—	—
普通会計		188	193	190	182	186	190	2 (1.1 %)
公営企業等会計		13	14	14	13	13	13	0 (0.0 %)
総合計		201	207	204	195	199	203	2 (1.0 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5 年度	千円 418,059	千円 ▲3,754	千円 21,918	% 5.24	% 5.77

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 疑似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 4	千円 15,947	千円 2,085	千円 3,886	千円 21,918	千円 5,480	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
築上町	43.3歳	341,354 円	456,625 円
団体平均	45.8歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

築上町	築上町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 972 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,439 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

築上町			築上町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～20%）	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円	1人当たり平均支給額	724千円	20,704千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
築上町	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当	防疫等作業に従事する者	感染症の病原体に汚染されている地域での作業	0 千円	日額 290円～580円
屍体取扱作業手当	屍体取扱作業に従事する者	人の死体の納棺作業	0 千円	1件当たり 1,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	699 千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	175 千円
支給実績（令和5年度決算）	194 千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	49 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	支給月額 ・配偶者6,500円、子10,000円、その他の扶養親族6,500円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		438 千円	219,000 円
住居手当	借家住居で、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、28,000円を限度に支給	同じ		234 千円	234,000 円
通勤手当	ア)通勤のために交通機関等の利用を常例とする者。 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 イ)通勤のために自動車等の使用等を常例とする者。 通勤距離(片道)に応じて支給 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km 31,600円	同じ		136 千円	68,000 円
管理職手当	審議監、課長 51,900円 参事 45,500円 課長補佐 39,400円	同じ		1,096 千円	548,000 円
休日勤務手当	休日の勤務に対し、給与額の135%～150%の割増賃金を支払う。	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	深夜(午後10時～翌日午前5時)の勤務に対して、給与額の25%を割増支給	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務及び日直勤務1回につき4,400円～6,300円	異なる		— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 勤務1回につき 〈休日等〉 課長、参事 12,000円、課長補佐 9,000円 ※6時間を越える場合は、150% 〈休日以外の午前0時～午前5時〉 課長、参事 6,000円、課長補佐 4,500円	異なる		— 千円	— 円